

新井総合施設株式会社の産業廃棄物最終処分場 に対する市から県への申入れについて

市民環境部

平成30年11月29日（木）に、石井市長が県環境生活部を訪問し、新井総合施設株式会社の産業廃棄物最終処分場に関して文書にて申入れを行った。

（随行者：長坂市民環境部長、 県の対応者：玉田環境生活部長外4名）

1 市の申入れ内容

- (1) 同社の産業廃棄物最終処分場に関しては、市として、議会ともども、第1期から継続して反対であり、それは現時点でも変わりがないこと。
- (2) 第1期処分場の問題が解決されないまま第3期増設事業が許可されたことは、誠に遺憾であること。
- (3) 第1期処分場の問題について、改めて県による原因究明調査を行い、その上で事業者には抜本的な改善対策を行わせること。
- (4) 市が県に提出した「産業廃棄物処理施設変更許可申請に伴う当該施設の設置に関する意見」について、明確に見解を示すこと。

2 県の見解

第3期増設事業については、廃棄物処理法の基準に則り審査し、許可した。今後の課題は、しっかりした増設工事の施工と、施設稼働後の厳格な運用、管理であり、県としても、十分な監視と指導を行っていく。

また、第1期処分場の問題については、県としても十分認識している。